

# 愛媛労働局公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 愛媛労働局

- 1 開催日 令和2年1月28日(火)
- 2 委員の氏名及び役職等  
委員長 村上 宏之 大学教授  
委員 弘田 貴郎 税理士  
委員 安部 真 税理士
- 3 審査対象期間 令和元年7月1日 ～ 令和元年12月31日
- 4 審査契約件数
  - (1) 公共工事
    - ① 競争入札によるもの
      - ・審査対象件数 7 件
      - ・審議件数 4 件
      - うち、低入札価格調査の対象となったもの 0 件
    - ② 随意契約によるもの
      - ・審査対象件数 1 件
      - ・審議件数 0 件
  - (2) 物品・役務等
    - ① 競争入札によるもの
      - ・審査対象件数 6 件
      - ・審議件数 1 件
      - うち、契約金額が500万円以上のもの 0 件
      - うち、参加者が一者しかいないもの 1 件
      - うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件
      - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0 件
    - ② 随意契約によるもの
      - ・審査対象件数 2 件
      - ・審議件数 2 件
      - うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0 件
      - うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの 1 件
      - うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件
      - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0 件
- 5 審議案件の抽出方法  
愛媛労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条等により抽出
- 6 審査結果  
不適切等と判断した件数 0 件  
結果内容及び措置状況 (具体的な内容を記載するとともに、審議を行った際の手書類も併せて提出すること。)  
所見なし

# 令和元年度第2回愛媛労働局公共調達監視委員会審議概要

日時 令和2年1月28日(火) 13時30分～15時30分

場所 松山若草合同庁舎 7階 共用会議室

## 1 委員

委員長 村上 宏之 (大学教授)  
委員 弘田 貴郎 (税理士)  
委員 安部 真 (税理士)

## 2 審議対象期間及び件数

令和元年7月1日 ～ 令和元年12月31日 7件

## 3 概要等

別添「公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果」のとおり。  
事務局より各審議案件について説明を行い、以下のとおり質疑応答がなされた。

### 質 疑 応 答

#### 【 1-6 松山労働総合庁舎1階喫煙ルーム改修工事契約 】

委員	この工事は、喫煙ルームを改修する工事を行ったのか。
事務局	健康増進法等の関係で、庁舎の敷地内・建物内は全面禁煙になったため、喫煙ルームを廃止して、相談室に改修する工事を行った。
委員	結構費用が掛かっているが、物を除けるだけではダメなのか。
事務局	当初は、内装の上塗りをするという予定であったが、長年喫煙ルームとして使っていたのでかなりの臭いが残っており、最終的に天井や壁は内装材を全て剥がしてやり替えという仕様となった。
委員	空調の新設や電気工事も行っているのか。
事務局	喫煙ルームの時は換気扇のみであったが、相談室として使う関係上、空調機器の新設や事務機器を使用するため、電源工事が必要という仕様となった。
委員	予定価格の単価は何を基に計算しているのか。
事務局	業者から参考見積を取って、それを基に算定している。
委員	参考見積の価格が予定価格ということではないのか。

事務局	参考見積はあくまでも参考として徴しており、インターネット価格や過去の実績等を踏まえて算定している。 専門的・技術的な部分は、参考見積を採用している。
委員	入札したのは2者となっているが、参考見積を出した業者は参加していないのか。
事務局	入札参加資格の等級が合わなかったため、参加していない。
委員	入札に参加する業者から見積を取って、その見積を基に予定価格を算定するのか。
事務局	予定価格の算定に際し、専門的・技術的な部分については、知識がないため、実勢価格の参考になるものが必要。 本省からも技術的な部分で予定価格が算定できない場合は入札の参加希望がある又は、可能性がある業者から参考見積を取るという手順が示されている。
委員	そうすると予定価格と実際の落札価格の差が開くのは、なぜか。
事務局	見積時の状況と実際の入札時の状況では、競争となることで差が生じられるが、詳しく把握していない。
委員	参考見積はそもそもが高くなる傾向にあるのか。
事務局	参考見積より入札価格が高くなるということは、余程の事情があるか、一度見積を取ってからかなりの時間が経過しないと発生しないが、過去の入札結果を見ると参考見積よりも低めに出ている。
委員	参考見積を依頼する業者を選考する基準というものはあるのか。
事務局	明確な基準は設けていない。この案件に関しては、見積を依頼した業者が松山労働総合庁舎の全体の設備管理をお願いしている業者で、建物の構造や設備に関しては詳しいのでお願いした。
委員	今回は、入札の参加資格がないことを事前に分かった上で見積を依頼したのか。
事務局	庁舎の設備管理を別の案件で契約している業者なので、協力を依頼した。

【 1-4 八幡浜労働基準監督署屋上防水改修工事請負契約 】

委員	この工事は、予定価格が500万円で落札価格が260万円であるが、どこかの業者に見積を依頼しているのか。
事務局	別途、設計会社に設計業務を依頼しており、その設計業者が算出した設計価格を予定価格としている。

委員	実際に工事をする事になった場合は、その設計を基に行うことになるのか。
事務局	そうである。 設計業者には、工事中の監理をお願いしており、工事の進捗状況や部材が適正かなどをしている。
委員	監理業務については、ここには出てこないのか。
事務局	監理業務は少額の案件なので、本審査会の審査対象とはならない。
委員	設計及び監理というのは設計書どおりに作るということもあるが、材料も指定されるのか。
事務局	そうである。 業務内容には材料検収も含まれる。
委員	実際、設計会社が500万円くらいかかると言うものが、工事業者にお願いしたら、260万円くらいできているが、なぜか。
事務局	この案件は、落札率が50%強で、予定価格に対してかなり低い落札金額であったため、厚生労働省の低入札価格調査の基準には該当しないものの、それに準じて一旦入札結果を保留して、適切であるかどうかの検証を行っている。
委員	入札の手順に問題がなかったかの検証なのか。
事務局	手順に問題は認められなかったが、参加業者が提示した金額が不当に低くないかの検証を行った。 手抜き工事や不十分な材料での工事が行われないよう極端に低い項目が無いか、他の業者とのバランスはどうかということを確認した。
委員	それは、出来上がったものに対して確認したのか。
事務局	入札結果を一旦保留した際に行った。
委員	この時点で各社から仕様書等は出てきているのか。
事務局	この工事の案件は、全て入札内訳書を取っており、3者の比較を行った。 全体的に1番札の業者は低いですが、項目によっては予定価格や他の2者より高いところもあり、不当に低価格で入札したとは認められないと判断した。
委員	3者で一番低い価格で無い項目もあるから、適正だという判断をしているのか。
事務局	そうである。 全てが異様に低いということであれば、この仕様の内容で工事が完成するのか疑われるが、項目によっては予定価格や他の2者より高い項目もあり、落札金額で工期内に行えるという確認をした上で、最終的に落札者として決定した。

委員	設計会社との差は、どこがどのように違っているのか。
事務局	設計会社の積算根拠は、材料については、材料の業者から取った見積もりの0.8あるいは0.7、足場等の工事関係については、建築コスト情報、物価資料、建設工事単価等の資料に基づいて算出しており、実勢価格との開きは出てくるのではないかと考えている。
委員	予定価格の決定を専門家に頼らないといけないとなると、専門家も建設コスト情報等の資料を参照するため、落札率が低くなるということが想定された上で、予定価格を決めているということなのか。
事務局	予定価格を出す時点で、落札率というのはあまり意識していない。それよりも根拠のある数字で予定価格を立てるということに重きを置いている。資料に基づいてきちんと積算された予定価格であった方が良いと考えており、落札率というのは入札の結果であって、今回のように契約締結前に確実に履行できるか、確認するということが足りるのではないかと考えている。

【 3-3 令和元年度版「雇用保険の失業等給付 受給資格者のしおり（第2版）」印刷費

委員	この案件は、令和元年度第2版となっているが、第1版も同じ業者が落札しているのか。
事務局	同じ業者である。
委員	今回入札に参加したのは、その1者だけなのか。
事務局	1者のみである。
委員	印刷は、1年に1回なのか、半年に1回なのか、無くなった都度なのか。
事務局	雇用保険の日額が毎年8月に変更されるため、日額変更の前と後で分けており、この第2版は日額変更後になる。
委員	次の印刷は、1年後になるのか。
事務局	第2版については、1年後になる。 第1版については、4月に入ってすぐに印刷を行う。
委員	全体で14,900刷っているが、ほぼ無くなるのか。
事務局	若干余るが、ほぼ無くなっている。 受給者の推移を基に担当の職業安定課が算定しているため、極端な余りは生じないが、足りなくなると受給者への説明に困るため、少し余裕をもって算定している。

委員	データを貰って印刷するだけになるのか。
事務局	こちらでデータを作成して入稿するのではなく、見本品を渡し、制度の改正や日額が変わったところを紙ベースで渡している。 全く新規に作る印刷物などは、こちらでデータを作成して渡すこともあるが、このしおりについてはページ数も多く、説明資料でもあり、何回も校正が入るため、従来から紙ベースでの入稿としている。

【 4-1 地域雇用活性化推進事業委託契約 】

委員	この案件は、何かを印刷して配付したり、セミナーをやったりすることなのか
事務局	セミナーをやったり、合同就職面接会などを行っている。
委員	全体の契約業務のスケジュールについて
事務局	愛媛労働局としての役割は、本省指示に基づいて入札公告を出し、この事業に対する応募者を募ることである。 応募者が出た後は、応募者が企画書を作成して、労働局経由で本省に進達することになる。 事業者決定については、全て本省内でプレゼンを行い、事業者が決定される。事業者が決定すれば、本省から結果がフィードバックされ、契約締結を愛媛労働局で行っている。
委員	実際の事業選抜は労働局ができないということなのか。
事務局	そうである。本省の管轄となっている。 プレゼン内容に応じた経費積算を事業者が行って、それに見合った予算を本省がつけるようになる。 会計法上では、契約締結に当たっては予定価格を積算しないといけないため、ある程度決まった金額を基に、愛媛労働局として予定価格を算定して、会計法に則った契約を行うことになる。
委員	この業者は、協議会となっているが、こういった組織なのか。
事務局	自治体を中心となって協議会を立ち上げて、地域の雇用活性化に関する事業を行っていくもので、事業内容は様々なメニューがあり、そのメニューを本省が比較吟味して事業者を決定している。
委員	事業者は、この協議会ということなのか。
事務局	協議会が主体となる。契約相手も実際に委託費を支払うのも協議会になる。その協議会に市、県、商工会議所、商工会等の構成メンバーがいる。

【 4-2 ハローワークシステム更改に伴うレイアウト変更業務 】

委員	この案件は、5者参加しており、不落で随意契約となっているが、予定価格に達しなかったのか。
事務局	そうである。
委員	どうしてもやらないといけない事業だから、予定価格に達するまで何回も入札を行ったということか。
事務局	<p>そうである。</p> <p>この案件については、予定価格の算定で実勢価格と開きがあった。一番大きかったのは、電気工事の部分で、落札した業者から入札内訳書を出してもらおうと、実際には外注に出していたため、かなりの差が生じているものである。</p> <p>50万円以上を超える再委託部分には、契約上、労働局の承認が必要であり、再委託を行う金額が税込みで132万円であった。</p> <p>落札した業者は、事務機器を扱っている業者で、電気工事を行える資格者がいないため、外注に出したようである。</p>
委員	他の4者も同じような状況なのか。
事務局	他の4者についても、全て事務機器を扱っている業者のため、電気工事は外注となっている。
委員	落札して全部を外注というのは論外だと思うが、一部を外注するというのは可能なのか。
委員	<p>契約書の中に再委託についての条項があり、当局の承認があれば一部の再委託は可能である。</p> <p>個別に電気工事だけ別契約すればよいと思われるが、そうなると分割の契約になってしまうことから、一括契約にして再委託を認めるということにしている。</p>









